

3-4 産業廃棄物処理業者に対する指導状況

(平成15年度)

区分	件数
産業廃棄物収集搬業	55
産業廃棄物処分業	183
特別管理産業廃棄物収集搬業	4
特別管理産業廃棄物処分業	14
産業廃棄物再生利用業	0
合計	256
検体採取・水質検査実施数	52
業務実績報告書提出数	262

3-6 産業廃棄物処理施設設置許可状況

施設の種類	平成15年度許可件数		平成15年度未の許可施設数	
	うち知事許可	うち知事許可	うち知事許可	うち知事許可
中間処理施設	10	2	258	142
汚泥の脱水施設	0	0	8	6
汚泥の乾燥施設	0	0	16	5
廃プラスチック類の破砕施設	5	3	153	68
木くず・がれき類の破砕施設	1	1	9	1
その他(焼却除く)	0	0	14	6
焼却施設	0	0	19	6
汚泥の焼却施設	0	0	23	10
廃油の焼却施設	0	0	44	22
廃プラスチック類の焼却施設	0	0	18	8
その他産業廃棄物の焼却施設	0	0	562	274
最終処分場	16	6		
合計				

(注) 1 知事許可施設は、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市以外の府域における施設を指す。
2 木くず、がれき類の破砕施設は平成13年2月に許可対象施設となった。

3-7 廃棄物再生事業者の登録状況

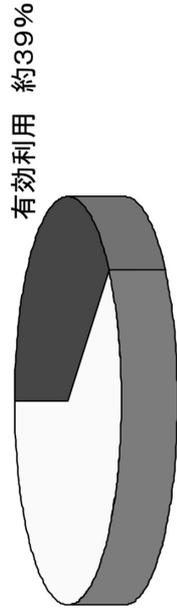
(平成16年3月末現在)

再生事業の種類	古紙	金属くず	空びん	繊維くず	その他	合計
登録者数	104	168	30	17	44	363(278)

(注) 1 2種類以上の登録を行っている者があるため「合計」はのべ数となる。
2 () 内は実数(登録者数)

3-8 下水汚泥の有効利用率

有効利用率(流域下水道分) 約39%(平成15年度末)



発生固形物量 約77,600dst/年
[脱水ケーキベース]

3-5 多量排出事業者及び建設業者に対する指導要綱

名称	内容
多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱	建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱
平成13年4月	平成13年4月
産業廃棄物を多量に排出しようとする事業者に対する産業廃棄物の排出管理、適正処理及び減量化	建設工事等から生じる産業廃棄物の再生利用等による減量化及び適正処理
新設、新増設等による産業廃棄物の発生量が1,000t以上/年の事業を実施しようとする者(建設業及び廃棄物処理業に係る事業を除く)	府内に営業所を有する資本金3億円以上の総合工事業者 元請責任は全ての建設業者
産業廃棄物予測評価書の策定及び提出 ・産業廃棄物処理実績報告書の提出 ・産業廃棄物の排出管理、適正処理及び減量化に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物処理計画(変更報告)書の策定及び提出 建設廃棄物処理実績報告書の提出 減量化目標値の達成制度 大規模工事における廃棄物アセスメント制度 工事関係者(発注者、下請業者、処理業者)の措置規定 元請責任の強化(大阪ルール)(全ての建設業者が対象)
備考	341業者が対象(平成15年度)